

下水道工事箇所

河川の汚れを防ぎ快適な生活環境を実現するため、市では公共下水道の整備を進めています。今年度は次の地域の一部で工事を予定しています。工事中はご不便をお掛けしますが、ご協力をお願いします。



問い合わせ先 下水道課 32・2100

問い合わせ先 人権啓発課 31・0088

- 人権擁護委員 (50音順敬称略)**
 人権擁護委員は法務大臣が委嘱しています
- 井川 敏夫 (高尾)
 - 内田 奈美子 (新野山形)
 - 内田 康雄 (井口)
 - 小倉 美代子 (加茂町小中原)
 - 久山 眞子 (二方中)
 - 重松 文雄 (南方原)
 - 大天 岳子 (小吉田)
 - 富田 季子 (南方波)
 - 豊福 真弓 (阿加茂町中原)
 - 南都 芳明 (安井北)
 - 真木 健一 (山北)
 - 安井 勝也 (山北)
 - 山田 拓男 (山北)
 - 米井 順子 (下高倉東)

女性と子どもの人権相談 毎月第2・第4木
 曜日午前10時～午後3時
 男女共同参画センター
 「らんさん」 31・2533



あなたの家、地震に自信がありますか？



▲写真提供 埼玉県

阪神・淡路大震災では、死因の8割以上が建物や家具類などの倒壊による圧迫死でした。特に昭和56年5月以前の耐震基準で建築された建築物の倒壊などの被害が大きかったことが判明しています。

市では「津山市耐震改修促進計画」などを作成し、市民の皆さんと協力して耐震化率向上による地震に強いまちづくりの実現を目指していきます。

耐震化の現状と目標 (概要)

住宅 現在の耐震化率 **69.5%** → 目標の耐震化率 **90%**

区分	現在の耐震化率	目標の耐震化率
①災害時の応急活動拠点と復旧活動の拠点となる建築物(市役所、警察署など)	70.0%	100%
②災害時に救助活動の拠点となる建築物(学校、消防署など)	45.8%	80%
③不特定多数の人が利用する建築物(病院、劇場、百貨店など)	54.6%	80%
④その他の建築物(賃貸住宅(共同住宅)、事務所、工場など)	65.0%	80%
危険物の貯蔵、または処理場の用途の施設	62.5%	85%



●「地震ハザードマップ」作成！
 津山市への影響が大きいと想定される地震の最大震度により、建物が倒壊する割合を推計し、地域ごとの危険度を色分けした地図を作成しました。さらに、避難所や耐震診断・改修の方法、非常持ち出し品などの地震災害への備えについて紹介しています。市ではこの地図を活用し、市民の皆さんの防災意識の向上や地震に対する備えの必要性の普及啓発などに努めます。

●「津山市耐震改修促進計画」策定！
 耐震化を必要とする建築物の所有者などにとって、耐震診断・耐震改修を行いやすい環境の整備や支援のための施策などを記載しました。
 計画期間 平成20年度～27年度(必要に応じて見直し)

●「木造住宅耐震診断補助制度」をご利用ください
 受付 7月1日(火)～10月31日(金)
 棟数 19棟(申請順)
 対象建築物 《一般診断》 次の項目のすべてに該当するもの
 ①市内にある民間住宅 ②昭和56年5月31日以前に建てられた一戸建ての住宅(店舗併用住宅などで住宅部分の面積が半分以上のものを含む) ③構造が木造在来軸組工法であるもの(柱、梁、筋交いなどで構成されたもの。ツーバイフォー、ログハウス、プレハブなどは対象外) ④2階建て以下のもの
 診断料 《一般診断》 1棟当たり4万2千円(通常の場合)
 補助額 1棟当たり補助対象経費の3分の2以内の額(2万8千円を限度)
 ※事前に補助金交付の申請が必要
 ※ほかの構造の住宅や建築物についても補助制度がありますので、詳しくは建築住宅課までお問い合わせください

問い合わせ先 建築住宅課(市役所5階) 32・2099

守られていますか？ あなたの人権

ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください
 毎日の生活の中で、人権が侵害されたと感じたり、困っていることはありませんか？
 人権相談所は、法務局で常時開設されているほか、市内各所で特設人権相談所を開設し、人権擁護委員が相談に応じています。家庭内のもめごとや近隣とのトラブルなど、身近で起こる人権問題でもお困りの時はお気軽にご相談ください。

相談は無料で、秘密は厳守します。